

ボランティアにおける「任意性」規定の意義

近藤良樹

1. 真の自発性

ボランティアとは、「個人の自発性に基づいた、無報酬での、勤労をもってする、対社会的な援助活動」と定義できると思うが、それが無報酬の勤労であっても、自発性を欠いている場合は、無理やりに動員されての勤労奉仕や強制労働とはなっても、ボランティアとはならない。ボランティア (volunteer) には、自発的な (voluntary) ことが肝心要めになるということであろう。voluntary とは、「自発的」であるとともに、「任意」ということでもある。ボランティアは、自らの意志において自発的に、そして任意・随意に、自分の自由にできる時間に好きなように気軽に参加できる万人に可能なものということである。

しかし、自発性・任意性は、心のなかの問題であって、無報酬・勤労の特徴とちがってそこから見えるものではない。実際には、よくよく当人に確かめてみると、いやいやのことで半ばは強制であったり、たくみに操られたもので、あとからふりかえって見ると「のせられていた」というような場合もある。自発性には、真に自発性とはいえないものもあるというべきである。

全体主義的な社会では、個人が自由に好き勝手に社会的行動をすることは難しい。いやいやであっても、みんながしていることに追随し、支配者の命令に従順になることが求められる。そのとき、意に反して大勢に追随しているのみだとしても、個人のその内面が見えないかぎり（それをそとに不満としてだすことは、反全体の行動として、糾弾の対象となったりするので、大変な勇気が必要とする場合もあり、ならば「長いものにはまかれろ」となりがちで）、鞭打たれるのでも尻をおされるのでもなく、自分で行動しているかぎりは、そとからは、自発的に積極的に参加しているものとみなされることもある。

自発性がまやかしのものではなく、それが真に個人の自由に発するものであることを保障するためには、任意性・随意性でうらうちされていて、「しようしまいと好き勝手にできるのだ」という、端的には「しない自由」をもつものでなくてはならないというべきであろう。独裁的支配者を賛美する自発的集会に対して、これへの参加を拒否する自由がそこにはないのだとしたら、それは自発的とは名ばかりのこととなろう。ボランティアの特徴に「任意性」をあげる人はあまり見かけたことがないが、それは、「自発性」のうちにそのことも含みこませているからであろう。筆者は、自発性が真に各人の自発性となるには、「しない自由」の「任意性」に裏付けられていなくてはならないと考えるものであり、以下に、少しこの「任意性」に限定してボランティアを見ていきたいと思う。

2. 反強制の貫徹

たとえば、秋の借り入れの農作業に青年たちがボランティアでこれに参加しているのだと想定しておこう。さて、その途中、青年Aは、それが農場主個人に奉仕するだけのものと知って、そのボランティアをやめたいと思い、そう意志表示したとしよう。このとき、農場主が、これを許

さず、「この頃の若者は情けない」といいながら、銃器をちらつかせて、作業をつづけるようにと強制するとしたら、これは、青年Aにとっては、無給の勤労ではあるが自発性がなく、自己の意志に反して強制される「強制労働」でしかなくなるはずである。となりの青年Bは、依然、やる気で自発的に一生懸命作業をしていて自身ボランティアとしての誇らしさを感じているとしても(そしてそれはそれでいいのだが)、いやになったとき、奉仕したくなくなったとき、その作業からはずしてもら自由がないのでは、この青年Aの勤労は当然にたんなる強制労働に変容してしまう。

青年AにもBにもその仕事がボランティアでありうるには、Aは、もはや自発的には働きたくないのであれば、その自由を実現してそれから離れ、この労働を拒否する自由をもたねばならない。青年Aへの強制労働の様子を見ていて、ボランティア青年Bは、かりにいやになっても離れられないことが分かったら、自分のそのボランティアに戸惑いをおぼえることであろう。あるいは、ボランティアと強制労働は、ほんの紙一重のちがいでしかない(いやに思うか否かという、「思い」の違いでしかない)と悟りすますか、そんなに簡単に強制労働に転倒するようなものは、もともとからボランティアではなかったのではないかと考えていくことであろう。

ボランティア団体とか地域の共同体あるいは自治体などの全体がボランティア活動を推進する場合、各個人はそれに賛同して自発的に参加することになるが、このとき、その共同体とか全体のそういう意思に個人が一致しているときは、問題はない。問題は、不一致の状態になったときである。全体主義的な「勤労奉仕」では、その個人の不参加をゆるさず、これになんらかの制裁を加えようとしたり、あるいはその個人の意思に反していても、これに無理やり参加させることになる。逆に、このとき、ボランティアをうたう団体であるのならば、その不参加をはっきりと承認するのではなくてはならないであろう。つまり、ボランティアは、やる自由とともにやらない自由をあわせもった「任意」「随意」の特性をもっているのである。

ボランティアへの参加は、各個人に「呼び掛け」、これを「さそう」のであり、各人の意志を最大限尊重し、これをうながしていくのであって、けっして強制はしない。さきの青年の例でいえば、農場主は、青年A, B, C各々に「この収穫は、国民の自給率向上のための大切な仕事で」とこれに勧誘し、これに了承したもののみを作業させ、かつ、いやになったら、説得はするもののその意志を尊重し、それが変わらなければただちに解放するのがボランティアである。ボランティアは、あくまでも自由な個人のその自由を大切に、その自発性を、したがって、する自由とともに、しない自由、やめる自由をもふくんだ「任意性」を尊ぶものでなくてはならないのであろう。なにごとも、そこでは、参加者各人の主体性が大切にされ、つねに「納得ずく」になっていなくてはならないのである。

なお、「強制」であるが、これも、通常は、「自発性」を含んでいることを理解しておく必要がある。強制されるというと、ひたすらな受苦・受動という印象があるが、強制される側の自発性なくしては、強制は実効性をもたない。いくら強制してむちうっても、奴隷が一切の自発的な意志を放棄した場合、その場にすわりこんでふてくされては、鞭は用をなさなくなる。いくらむちうって強制しても、その鞭うちの腕力のみでは一歩たりともさきに進ませることはできない。

奴隷が、歩くという自発的な意志をもってはじめて、歩かせるという強制は実現する。普通にいわれる強制とは、その行動への意志をもたないものが不本意にもこの意志をもつことを強いられることであり、この強いられた意志そのものは、みずからにおいて自発的に働いていく。強制する者が加える大きなマイナス（加害等）を避けるために、不本意な自発的行為へと強制・脅迫されるのが、強制である。犯罪行為に荷担させられるとき、これが問題となる。形式的には、脅迫されている者も自発的に行為をしていて、外からはかならずしも強制・脅迫とは見えない。強制されてする独裁者をたたえる言動も、そこからみると、自発的な賛美に見える。「自発的にやっていることだ」といわれても、本当にそうかどうかは、当人によく確かめねばならない。それは、扇動されのせられてのものであることも多いし、さらには、内実は強制・脅迫されてのものかも知れないのである。

3. しない自由の意義

勤労奉仕とボランティアをわれわれは、区別する。前者は、かりに個人的にはいやでも奉仕が強制されることがあるのに対して、後者は、あくまでも、個人の voluntary(自発的)な意志があつての奉仕であろう。今日のボランティアという概念に人々が託しているものは、近代的な自律的な個人の自由を最大限尊重した、自立の一者のあいだでの自発的活動になるということなのであろう。

ひとつの運動なり組織の全体のなかで個人が尊重されているのか否かは、その運動の指導者や全体の意向に各人が一致しているかぎりにははっきりしない。さきの青年Aの例のように、個人が全体やリーダーの意向に反することを行なおうとするとき、そういう不一致がでてきてはじめて、そのことは、顕在化してくる。さきの例の場合、おそらく農場主には、青年AやBの個的な意志を尊重するつもりは、はじめからなかったのである。自分の求める方向に向かう自発的意志をもつかぎり、その自発性を尊重するみせかけをして、たくみに利用していただけである。青年たちが農場主の意思に反することをするまでは、そのことは明確にならないわけで、個人の自由が真に尊重されているものかどうかは、その運動団体やその支配者に反することをして、それが許されている、「しない自由」「任意性」があることをもって確認できるのだといわねばならないであろう。つまり、ボランティアは、単なる自発性にとどまるのではなく、その全体等の意思に反する、しない自由をふくむ「任意性」としての自発性を確保したものでなくてはならないのである。

もちろん、しない自由のみではなく、する自由のもとでも、ボランティアは大いに「任意的」である。運動や組織の全体の意向から分離して別のことをすることは、ボランティアでは、しばしばである。むしろ、ボランティアは、国や自治体という全体がしないことを先駆的にはじめていくものであり、全体が放置しているものに目を向けていくのであって、ここでも全体から離れて、個が尊重され、個の自由において活動しているのである。全体の意向に合おうと合うことがなくなると自由に活動していくのがボランティアであり、それが許されているのがボランティアだといえよう。

無償で自発的かというと、家庭における親の働きは、ボランティアの働きと重なる。だが、親の献身は、あくまでも、自分のこどもに対してのみなされる。ボランティアは、逆に、あくまでも、外の他人に対してのみその献身の活動を行なう。その対象のちがいからであろう、その各々の自発性ともなう「任意性」は、異なったものになる。親の自発性では、しない自由をふくむ「任意性」は希薄になる。「この子とはそりがあいそうにない」と授乳・養育するのがいやになったからといっても、「しない自由」「任意性」は、そこでは許されない。親子は、ふつうには、固有の二者間の代替できない関係であり、親は自分たちの責任においてそのこどもをこの世に存在させているのであるから、自発的にはやりたくなくなったとしても、養育は強制され義務化される。

これに対してボランティアは、しない自由の「任意性」もある自発性をつらぬくのである。やりたくなくなったら、やめる自由をしっかりとつ。事柄によっては、しばらくの間は強制されることもありうるが（車椅子をおすボランティアをしていて、「生意気だから、もうヤメタ！」となってもかまわないのだが、代替の人がいないかぎり、町の中に車椅子を放置して帰宅するようなことは許されないであろう）、基本的には、個人の自由を尊重して、やめる自由を、そういう任意性精神を実現できるものでなくてはならないであろう。

そうできるのは、家庭の親の場合と異なって、今日のボランティアにおける関係が、その基本において、自立した個人、自律的でアトム的な自由な一者同士の関係になっていること、あるいは、そういう関係になるように働きかけを行なっているからであろう。ボランティアの受け手は、その贈与者と対等の同じ自由な個人としての尊厳をもつものと前提されている。贈与するものもされるものも同じ自律的な近代的な個人、自立した一者であり、両者は、独立した他者同士の関係になるのである。どの個人も同じ匿名的な一者として、任意の関係を結ぶのである。匿名の自分がボランティアの贈与をしなければ、また別の匿名の一者がすればよいし、場合によると、つきはなした極端な言い方をすると、するものがないなら、相手は、自分の家族ではなく、独立した他者である以上、基本的には、自律的にやってもらうしかない、拒否することも可能になるものなのではないか（こういうとボランティアは冷たいものに思われようが、任意性の一面のみを強調すれば、そういうことも不可能ではないというだけのことである。ボランティアは、一層根本的には愛他の精神をもってはじめていくものとして、この愛の自己犠牲的な態度は、「冷たいもの」となることは当然避けようとするから、現実には、そういうことにはならない）。

現代のボランティアにおける人間関係は、かつての時代の人間関係とちがっていて、相互に自由な独立した個人・一者であることを認めあい、対等・平等の関係を結び、各人の自由を最大限に尊重することを求めるものだといいようと思われる。そして、この一者の自由の精神を守り、これを保障するものが、ほかならぬ、自発性規定のうちに含まれている「しない自由」「ぬける自由」をもつ「任意性」「随意性」になるのである。

民主制は、各個人の自由意志を可能なかぎり尊重し、各個人が自らの納得のいくもののみにしたがって生きていくことを理想とするものであろう。できるだけ全体からの強制は避けて、各個人の自由な意志に呼びかけて、納得しながら自発的に各人が参加することをもとめる。ボランテ

ィアの精神と民主制は、同じ精神のもとにあるといえよう。ただし、民主主義においても、全体のかかわる問題では、個人の意思は拒否され、強制されるべきことがら（一者として一律に、いやでも平等にあつかうということ）も出てくる。納税とか、徴兵は、そういう問題になる。

それでも、できるだけ各一者が自発的に納税していけるようにと、民主国家は、納税者の納得を求め「説得し」「うながし」て、できれば、強制しなくてもよいようにつとめるのではなくてはならない。徴兵にしてもそうで、強制でなく志願兵・義勇兵として参加していけるようにと、説いていくことが求められる。

説得・納得は無理というとき、どこまでも自由を尊重するボランティアの「任意性」精神は、納税しなくてもよい、徴兵を拒否しても自由とする。だが、民主主義とはいえ、国家は、その全体のことを考えていく必要があるから、個人の自由を可能なかぎり尊重していくけれども、それにはやはり限界がある。民主国家そのものが崩壊するような場面に直面しては、あるいは、誰か（どこかの地域）がかならず引き受けねばならないが、みんないやだというようなものに直面したりすると、民主的手続きをもって、誰かに強制せざるをえないこともある。しかし、ボランティアは、まさに voluntary(自発的任意的)と特徴づけられた、自由な個人の個人的な活動として、いかなるときにも、しない自由の任意性を自他に貫徹していくのである。

4. ボランティアの受け手から見ると・・・

ボランティアは、有償のサービス労働に比べると、「頼りにならない」といわれることが多い。もともと余暇の余裕にする素人の援助活動として、本職にはかなわないことがある。また、有償の場合、お金を受け取るのであるから、それに見合うだけのことをする責任があり、頼りにならないことをしていたのでは、仕事をとりあげられ、あるいは、不履行には賠償なども求められ、当然、労働する側も真剣になる。だが、ボランティアは、無償・無給なので、その点での責任は不明確になり、仕事の不備への文句に対しても、「ただ働きなんだから」と無償を切り札とすることができる。

有償なら、いくら時間的余裕や金銭的余裕がなくても、その賃金分は、そこで責任をとってサービスしなくてはならないけれども、ボランティアでは、「ただ」なのだから、余裕がなくなったら、その無給の時間は、当然、有給のアルバイトなどへとまわされることになるし、そのボランティアがいやになったら、「仕事がいそがしくて余裕がとれなくなりましたので」と逃げることもできる。

この「頼りにならない」ボランティアに、さらに、「しない自由」「任意性」などということになると、「頼りなさ」にくわえて、さらには、仕事は下手なくせに口数だけは多い「なまいきなもの」「きままで自分勝手なもの」等といわれそうである。自分のしない自由のみを主張する場合、極端には、そのボランティアは、「冷たい」「利己的」といったものになりかねない。

もちろん、ボランティアは、「任意性」のみからなるのではなく、人一倍の「愛」「他人への献身」「利他主義」があって、そのうえでの「任意性」であるから、実際には「利己的」で「冷たい」「自分勝手なもの」となることはない。そういう場面では、しない自由ではなく、愛・献

身をとるのがボランティアである。だが、特殊な場面では、「任意性」が前面にでることもあるということである。行政が手をつけないので、町はずれの不法投棄のごみを片付けていたボランティアが、市の幹部職員の不法投棄のすがたを見て、「しない自由」の任意性を前面にだすことは、ごく普通の態度になるといってよいであろう。

では、「任意性」の精神は、ボランティアの受け手自身には、プラスの意味は持たないのであるか。この精神は、ボランティアの個人の自由を主張するものとしては、直接的には、そうなりそうである。だが、この自由の精神は、相手も自分と同一の独立した個人（一者）とみなし、相互に対等と同じ一者としてかかわりあおうとするものである。各ボランティアは、その受け手と対等・平等の関係をそこに求めるのであって、これは、受け手にとって有意義なものとなるのではなかろうか。

かつての階級差別の強い時代のボランティアにおいては、その受け手は、有閑階級の善意を頂戴するというで、上下の関係になっていた。しかし、今日のボランティアは、そうではない。両者は、対等・平等のあいだがあるものと前提される。同じ独立の自由な一者なのであり、たまたま、ボランティアの受け手になるものは、災害など諸般の事情のかさなりあいで援助が必要となっており、贈与するものは、たまたま、恵まれて余裕の時間があって、贈与の機会が与えられただけで、同じ、独立の一者として、対等にかかわりあうのである。「任意性」は、自由な個人（一者）の尊重の姿勢を貫こうとするものであり、その精神の貫徹は、受け手の方にも有意義なものとなりうるのではないか。

5. 軽い接触

自分の余暇・余裕の時間に「任意」に参加するボランティアは、いやになったら「しない自由」でもってひきあげることができるものとして、そこに成立する関係は、ごく軽い接触にとどまることになりやすいといえよう。家族関係はいうまでもなく、給料を得ることを主目的にしているだけの会社であっても、関係は濃厚なものになっていく。「強制」「命令」される仕事を、ボランティアのように「しない自由」「任意」などと拒否することはできない。「しない」としたら、それなりのしっかりとした理由を提示し、自身の内面を場合によると告白しなくてはならないかもしれない。いやな上司であっても、そこで給料をもらおうとするかぎり、これと対立し感情的になりながらも、それを切り捨てることができず、すくなくとも濃厚な関係を維持していかなくてはならない。

その点、ボランティアは、不愉快な関係が固定してしまったボランティアということであつたら、会社や家族とちがいで、即、しない自由・任意性において、これから手を引くことができる。軽い接触にとどめることができる。もちろん、ボランティアでは、逆に濃厚な関係になることもしばしばではある。人のために尽くそうというような善意の人間の集まりとなるから、初対面からしてかなり親密な関係になることが可能である。しかし、ふつうのボランティアは、自分の余裕の時間に、任意・随意に、一時的に手伝いするものとして、軽い関係になるのが普通であろう。かりに濃厚なものになったとしても、それがいやな者は、これを拒否して、あくまでも軽い接触

にとどめることが可能なのがボランティアだということができているのではないか。

自律的な自由な個人は、自らが自らを律しようという存在であるから、この自律(自由)を否定する他律(他からの外的な干渉)を嫌う。ボランティアが取ろうとする関係は、他からの強制を排除した「しない自由」の任意性の特性において、この自由な個人に似つかわしいものとなる。だが、こういう個人の自由が尊重されるのは、ごく近代社会でのことになる。かつての農村共同体とか全体主義的な社会では、個は全体の部分でしかなく、個の尊厳はないがしろにされ、自律が尊重される場面は少なかった。ボランティアに類したのも、任意ではなく、強制となっていて、「勤労奉仕」とはいつても、ボランティアとはいいいにくいものがあつた。個人の内面への干渉も当然視された。個人のささいな日常的な事柄にもまわりから口出しされ、干渉しあう濃厚で多様な接触からなつていた。

近代の生み出した自立した自由な個人は、そういう外的な干渉から独立した自律的な人間であり、「アトム」と形容されたり、「単子(モナド)」あるいは、「一者」等ととらえられた。「単子」は、ライプニッツでは「無窓」と特徴づけられるが、近代の個人の特徴もまたそういつてよいところがある。自己充実して完全にとそから独立して、外的関わりを示す「窓」をもたない、隣人がなにをしているのかにも無関心な個人ということである。ヘーゲル(『大論理学』有論)は、そういう個人を「一者 Eins」をもつて表しているが、それは、自律の統一体ということであるとともに、どの個人も一律無差別に「一」としてのみ数えられるという、根本的な平等関係を語ろうとするものであつた。この一者は、自己充足した「向自有」(＝独立存在)で充実した存在なのだが、しかし、一者は、逆にまた空虚でもあるとヘーゲルは、指摘することを忘れていない。

われわれは、自立し独立した個人となるのだが、それは、行きすぎると、社会から途絶した存在になる。孤島の一者は、人間文化の豊かさを喪失せざるをえなくなる。豊かさ・充実の中身は、社会から仕入れていたのであり、ひとの充実した自立は、社会にしっかりと依拠し関わりながら、余計な干渉を排除し自律性を維持していくところに成立するのである。つまり、自由な自立した個人は、他方で、その充実のためには、社会的な関わりをもつ必要がでてくるのであり、社会への交わりの欲求・社交性をもつものなのでもある。

自由な独立存在でありつつ、社会的・社会的な存在であることを可能にすること、それが今日の社会において個人の方からもとめている関係になろう。社交性を満たし、社会的に有意義な働きをしていることに充実感をいだき、しかも、個人の自由は、十分に尊重されるということである。ボランティアは、自発性(＝任意性)の特性において、社会に献身してこれに交わりつつ自由を厳守しているものとして、そういう理想を実現する活動のひとつになるということができよう。

現代のわが国には、傷つきやすいひ弱な自我をもつた若者が多い。わがままに自己中心的に育つて、対社会的な適応の訓練がつかまれていないからだとか、もともと繊細な感性をもつていて鈍感な対応に傷つきやすいのだとか、色々ありそうだが、とにかく、そういう若者は、会社で上司からの、人格を否定するような扱いに普通の者とちがつて耐えられないことになる。だが、ボラ

ンティアには、こういう人も参加できるのである。しない自由の任意性があるかぎり、自分が傷つきそうになったら引き上げられるからである。現代の若者にけっこうボランティアが受け入れられているのは、そういうことがあってのことかもしれない。いつまでも部外者に、「お客さん」にとどまっておれるという気楽さ・気安さである。

6. ボランティアの義務化の問題点

以上のようなボランティアのしない自由＝任意性の特性からいうと、最近、高校生の大学への入試の点数にボランティア活動の経験を加算するとか、教師になろうとするものには、全員ボランティアの経験をさせるようにと義務化して等と、ボランティアの名のもとに強制的な色彩の濃い試みがなされているのは、少し問題があるというべきであろう。つまり、自発性・任意性を根本精神にもつボランティアなのに、義務的強制ボランティアとなりかねない点があるからである。はじめの例の青年Aのように、いやなのにやらされるというボランティアは、たんなる強制労働でしかない。せっかくの自由なボランティアなのに、「ボランティアは強制的でいやなもの」といった印象を残すことになったりしたら、ボランティア運動にとっては、大きなマイナスであろう。

とくに、高校生・大学生は、身体的精神的に生活能力が一人前になり、自由をもとめ、自立心が旺盛なときである。そこへ、強制的なボランティアをというのでは、これを指導しボランティアへと導入していく関係者は、大変である。例の青年Bのように従順で疑問をもたないものであればよいが、青年Aのように疑問をいだきいやになった場合、最後は「義務だ」「強制だ」という以外ないから、ボランティア即強制労働との悪いイメージを残すことも出てきそうである。「ボランティアとは、強制労働を自らに率先して自発的に行なおうとすることだ」とか、「無償の労働をいやいやにやらされるのが強制労働で、これをよろこんでやるのがボランティアだ」と皮肉をいうものも出てこよう。しかし、ボランティアは、そんなものではない。それは、しない自由のある任意性にささえられた自発性からなり、どこまでも自由なものであるということが周知徹底されていなくてはならないであろう。

ボランティアへと「強制する」としたら、それは、まだ一人前になっていない、依存しなくては生きられない小学生を対象にする方がよい。「町のお手伝いの時間」とか、「奉仕の時間」、あるいは「ボランティアの時間」を授業とか土日の宿題に組み込むことを義務化したらいいのではないか。小学生は、大学生と異なってまだ「無給」についてもアルバイトなどしないから抵抗はないであろう。労働と遊びも未分的で一つになる可能性も大きい。自発性・任意性は、かれらの場合、大人とちがって、つね日頃から、かならずしも、尊重はされておらず、教育的強制には抵抗がすくない年齢である。個の確立のなっていない者においては、全体からのリードしだいで、そのボランティアへの強制を強制とせず、真に自分たちから率先してやっていく自発的なものにと変えていきやすいこともある。

わが国のこどもたちは、現在、働くことはもちろん、「お手伝い」もしないものが多い。わが国に大きな勢力をなしてきているホモ・ルーデンス（遊び人）側からの誘いをうける前に、勤労

し奉仕する精神が開発されなくてはならない。ボランティアは、勤労を教え、愛の献身を教え、いずれは、(自発性・任意性において自由の精神を貫徹して) 個人の自由を反省させる、大切な人間的教育をすることができる。すでに多くの児童が町の清掃や老人ホームでの活動等のボランティアに積極的に参加している。これを拡大して、高校生や大学生になってではなく、従順な児童の段階で、全員に義務化していけば、当の児童にとっても、将来の日本にとっても、教育的に意義深いものになるのではないかと思う。

平成 10 年 7 月 『HABITUS』(西日本応用倫理学研究会) 1998 年 7 月号 49~58 頁